

雨水流出抑制施設の設置 (500㎡以上の土地に建築物を建設される方へ)

「板橋区雨水流出抑制施設設置指導要綱」に基づき、500㎡以上の土地に建築物を建設する際は、「雨水流出抑制施設」を設置してください。

◆「板橋区雨水流出抑制施設設置指導要綱」とは

1 目的

この要綱は、板橋区の総合的な治水対策の一環として、公共施設や大規模民間施設に雨水流出抑制施設を設置し、降雨による水害の防止、軽減並びに都市環境の向上を図ることを目的としています。

2 適用区域

板橋区内の全域に適用します。

3 対象施設

(1) 板橋区内のすべての公共施設

(2) 大規模民間施設(500㎡以上の土地に建設する建築物。ただし、自己用住宅、戸建分譲住宅は除きます。)

※500㎡以上の土地に2棟以上の建築物を建設する場合、事前に、ご相談ください。

※既存施設に関する増築計画の場合、事前に、ご相談ください。

4 指導内容

別紙、「雨水流出抑制施設 設計・施工上の注意事項」をご参照の上、浸透枳、浸透地下埋管、貯留施設等を設置してください。

5 計画書の提出

都市計画法や建築基準法に定める申請を行う前に、雨水流出抑制施設設置計画書を提出してください。

当初計画から変更が生じた場合は、雨水流出抑制施設設置計画書のうち変更となる書類を提出してください。

6 関係機関との協議

必要に応じて、事前に下水道管理者や道路管理者等との協議を行ってください。

7 完了検査

雨水流出抑制施設の工事が完了したときは、完了報告書を検査の1週間前までに提出してください。その後、検査を実施します。

◆雨水流出抑制施設設置 計画書の提出について

下記の図書を開発許可の事前相談書のファイルに綴じて、1 部提出してください。（副本を必要とする場合は 2 部）

	図書の種類	備 考
1	雨水流出抑制施設設置計画書	事業者の押印は不要です。
2	計 算 書	
3	土地利用別面積図（求積図）	土地利用別にハッチング又は色分けし、凡例を添付してください。
4	排水施設計画図	配置図に浸透樹、浸透地下埋管、貯留施設等の位置及び系統を記入。
5	排水施設構造図	貯留施設を計画される場合は貯留槽の断面図を明示してください。
6	案 内 図	開発許可事前相談書の提出が不要な物件の場合
7	土 地 利 用 計 画 図	開発許可事前相談書の提出が不要な物件の場合

※ 別紙、「雨水流出抑制施設 設計・施工上の注意事項」をご参照ください。
なお、浸透施設を計画される場合は、「雨水流出抑制施設 設計・施工上の注意事項」の P. 2 を平面図に掲載してください。

◆雨水流出抑制施設設置 完了検査について

工事完了後、速やかに（検査の 1 週間前まで）下記書類を 1 部提出してください。（副本を必要とする場合は 2 部）

	図書の種類	備 考
1	雨水流出抑制施設設置完了報告書	事業者の押印は不要です。
2	工事竣工図	当初計画から変更がある場合は、計算書も添付してください。
3	工事記録写真	「雨水流出抑制施設 設計・施工上の注意事項」の P. 7 をご参照ください。

※ 完了報告書を提出後、完了検査を行いますので、下記担当までご連絡ください。

担当 板橋区 都市整備部 都市計画課 開発計画係
 電話 03-3579-2557